

- **新築及び省エネ改修(※)**を行う場合に、省エネ基準の水準を超える**誘導基準等に適合している旨の所管行政庁による認定**を受けることができる ※増築・改築、修繕・模様替、空気調和設備等の設置・改修
- 認定を受けた建築物については、**容積率等の特例**を受けることができる

## 認定基準

- ① **誘導基準に適合すること**  
※エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・国土交通省令で定める基準
- ② **計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること**
- ③ **資金計画が適切であること**

## 容積率特例

- ・**省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(建築物の延べ面積の10%を上限(予定))**
- ＜対象設備(予定)＞
  - ①太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギーを活用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの、
  - ②燃料電池設備、
  - ③コージェネレーション設備、④地域熱供給設備、⑤蓄熱設備、
  - ⑥蓄電池設備(床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連携するものに限る)

## 【具体的な設備例】

- **コージェネレーション設備**  
電力の使用先でガスを使って発電し、排熱を給湯などに有効利用することで高い総合効率を実現するシステム

